

大田区基本構想審議会条例

平成 19 年 6 月 29 日
大田区条例第 44 号

(設置)

第 1 条 大田区の基本構想及び基本計画を策定するため、区長の付属機関として大田区基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、区長の諮問に応じ、大田区の基本構想及び基本計画の策定について必要な事項を調査審議し、答申する。

(構成)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する 20 人以内の委員をもって構成する。

- (1) 区民
- (2) 区の区域内の公共的団体の構成員
- (3) 学識経験者
- (4) 区議会議員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、審議会が第 2 条の規定により答申をした日までとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、第 2 条の規定による答申の日限り、その効力を失う。